

香川県中山間地域等直接支払制度 ～令和 6 年度実績～

令和 7 年 8 月
香川県農村整備課

◇制度の趣旨

農業生産条件の不利な中山間地域等において、高齢化等による耕作放棄地発生の未然防止や多面的機能の維持・確保を図るため、集落等を単位に協定（取り決め）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に交付金を交付する制度。

中山間地域の農業・農村が持つ機能



水田の貯水機能



土壌の流出防止



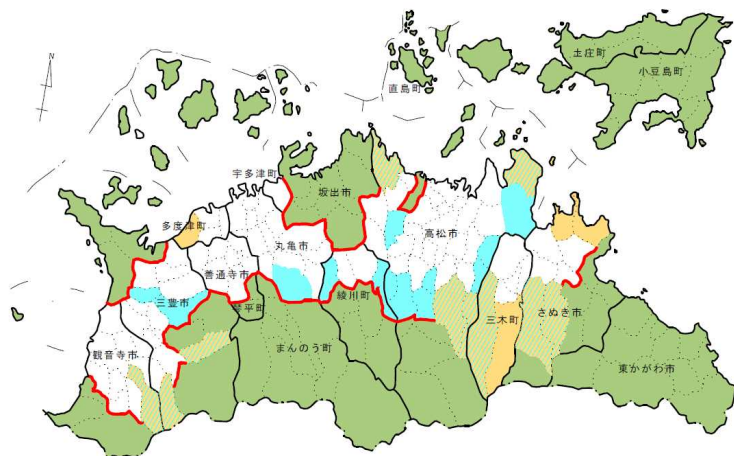
自然環境の保全



地域交流の場

1 対象となる地域

- (1) 通常地域：「特定農山村法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の5法指定地域
 + 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域における保全を図る棚田等
- (2) 特認地域：県知事が指定する地域
 (農林統計上の中山間地域、5法指定地域に地理的に接する農用地)



5法指定地域	
指定棚田地域	
農林統計上の中間・山間農業地域 (H29年度改正)	
指定棚田地域と農林統計上の 中間・山間農業地域の重複地域	
5法指定地域に隣接する地域	

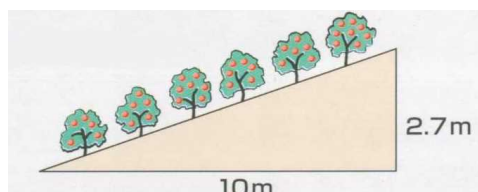
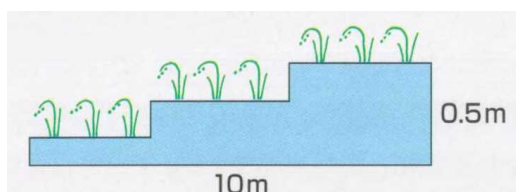
制度対象地域：7市8町
 制度取組：うち6市6町

3

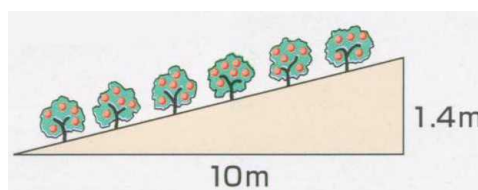
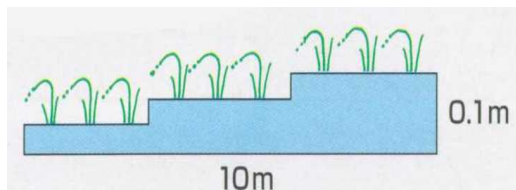
2 対象となる農用地

下記に該当する農振農用地内の 1 ha 以上 の一団の農用地

- (1) 急傾斜農用地 (田 1/20以上、畑、草地等 15度以上)



- (2) 緩傾斜農用地 (田 1/100以上、畑、草地等 8度以上)



- (3) 自然条件により小区画・不整形な田
- (4) 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- (5) 傾斜地と同等の条件不利地として知事が定める基準に該当する農用地

4

3 交付対象者

- 集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「**集落協定**」を締結して、5年間以上農業生産活動等を行う農業者等

4 対象行為

- 農業生産活動等を継続するための活動(基礎単価:必須)

- ・耕作放棄の発生防止活動
- ・水路・農道等の管理活動など農業生産活動
- ・多面的機能を増進する活動
- ・集落マスタープラン(集落の将来像)の作成

+

- 活動を継続するための体制を整備するための前向きな取組

- ・集落戦略の作成(体制整備単価:任意)

5

5 対象となる活動・交付単価

基礎単価の活動とは…

- 農業生産活動等に取り組むこと(農業における基幹作業)
 - ・耕作放棄の発生防止活動
 - ・水路・農道等の管理活動
- 多面的機能を増進する活動(1つ以上)
 - ・周辺林地の下草刈り
 - ・景観作物の作付け など
- 集落マスタープラン(集落の将来像)の作成



地目	傾斜区分	10a 当たり単価(円)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

6

5 対象となる活動・交付単価

体制整備単価の活動とは…

◇「集落戦略」の作成（第5期対策）

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する**集落全体の指針**。

1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合い

2 集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化

3 集落戦略を基に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現

地目	傾斜区分	10a当たり単価（円）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

7

6 加算措置

（1）棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算
※体制整備単価の集落協定のみ対象

加算額 (10a当り)	急傾斜地	超急傾斜地
田	10,000円	14,000円
畑		

◆対象農地

認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

◆目標設定

ア「棚田等の保全に関する目標」

イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

※ア～ウ 各々に定量的な目標を1つ以上、定める必要がある。

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

8

6 加算措置

(2) 超急傾斜農地保全管理加算

◆対象農地

超急傾斜地

(田は1/10以上、畑は20度以上の傾斜)

※基礎単価協定でも取組可能

加算額 (10 a 当り)	6,000円 (地目にかかわらず)
------------------	----------------------

◆目標設定

農用地の保全、農産物の販売促進などに取り組む場合、加算

【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)



石積み保全活動



土壌流出防止

又は 又は

既存の活動

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)



棚田オーナー制度

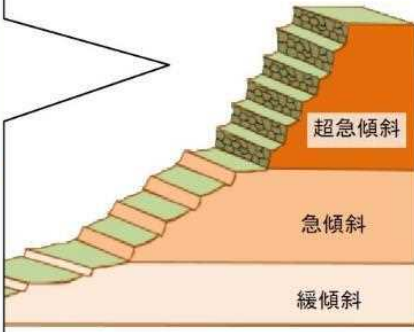


景観作り

又は 又は

既存の活動

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。



9

6 加算措置

(3) 生産性向上加算

営農活動の省力化や高付加価値型農業の実践等の生産性向上を図る取組を行う場合に加算

※体制整備単価の集落協定が対象

加算額 (10 a 当り)	3,000円 (地目にかかわらず)
------------------	----------------------

◆目標設定(要件)

- ・ 定量的に一つ以上定める。

例 1) ドローン防除の活用による防除作業時間の短縮

例 2) 農産物のブランド化による売り上げ単価の増加及び固定販路の確保

〔対象活動の例〕

○農産物のブランド化、加工、販売 ○機械、農作業の共同化

○担い手への農地集積、集約、農作業の委託 ○農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入



農産物のブランド化

10

6 加算措置

(4) 集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結（広域化）して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

加算額 (10a 当り)	3,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	----------------------

※体制整備単価の集落協定が対象



(5) 集落機能強化加算

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

加算額 (10a 当り)	3,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	----------------------

※体制整備単価の集落協定が対象

[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、地域運営組織と連携した送迎、買物支援等）
高齢者世帯の雪下ろし作業など



11

7 交付金の使途

○交付金の使い道は大きく2つに分けられる。

①個人配分

- ・ 協定農用地を管理している構成員に支払われる所得補償として配分すること。
- ・ 交付金を個人配分している多くの組織では、各構成員の管理している面積に応じて個人配分が支払われている。

②共同取組活動分：集落内で共同活動に係る経費に活用。

- ・ 組織内で事務や会計に取り組む人への報償費
- ・ 共同活動に参加した人への日当
- ・ 鳥獣害防止柵の資材代金 ・ 共同機械購入用の積立

★あらかじめ協定書に明記すれば、幅広い用途に使用可能。（※集落全体での合意が前提。）

12

<制度概要>

- ①制度対象地域となっている市町において、
- ②2戸以上の農業者等が集まって組織を形成し、
- ③一定以上の傾斜を有する農地を1ha集め、
- ④農地における耕作や周辺林地の草刈り等の
農地を含めた農村の維持に係る活動に取り組むことで
- ◎集めた面積あたりの交付金が組織に交付される制度

組織に交付されたお金は、構成員の所得補償として配分する、
または集落で実施する共同活動（草刈りや井手浚え等）にかかる
費用として使うことが可能。



2戸以上の農業者



一定の傾斜を有する
農地（1ha以上）



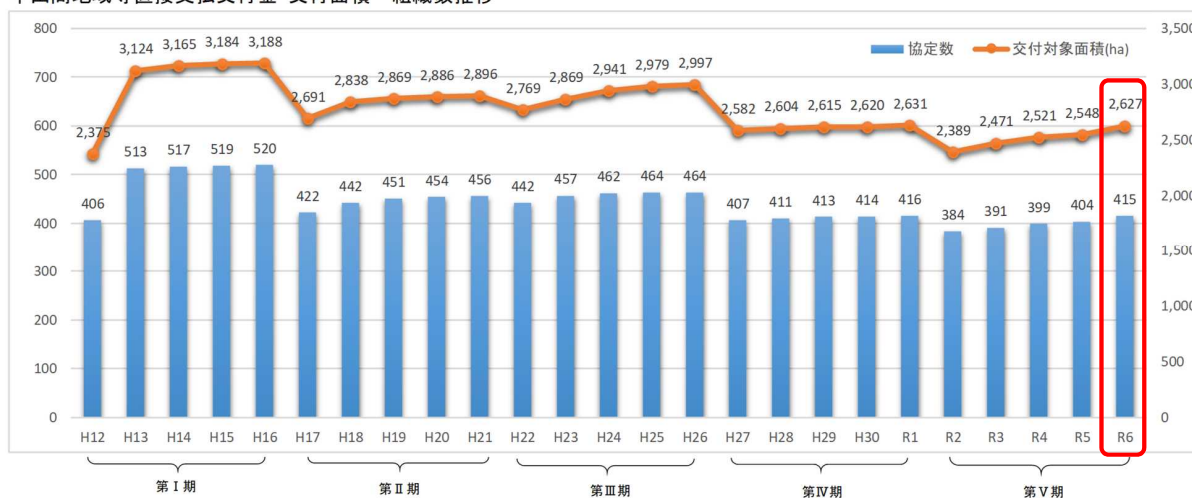
農業生産活動等の
取り組み

13

○令和6年度 中山間地域等直接支払事業の実績

1 組織数、取組面積等の推移

中山間地域等直接支払交付金 交付面積・組織数推移



- 各期の初年度においては、交付対象面積、組織数が前期の最終年度から大きく落ち込んでいるが、5ヵ年の間に対象面積が増加する傾向にある。
- 令和6年度においては、三豊市、まんのう町などで新規に組織が設立したことや、既存組織の取組面積が増えたことで、令和5年度に比べ取組組織数は11組織、取組面積は79ha増加している。

2 交付金等について

(1) 実施市町及び協定数

○制度実施は12市町

○集落協定数：414協定
(前年度比：11協定増)

○交付単価別協定数は、
基礎単価協定：260 (63.8%)
(前年度比：1協定増)
体制整備単価協定：154 (37.2%)
(前年度比：10協定増)

○個別協定数：1協定 (三豊市)

※個別協定は、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受ける形で締結する協定。

市町名	集落協定数			
	集落協定数計	うち基礎単価協定	うち体制整備単価協定	体制整備単価協定率
高松市	53	47	6	11.3%
坂出市	8	8	0	0.0%
観音寺市	7	6	1	14.3%
さぬき市	31	20	11	35.5%
東かがわ市	68	24	44	64.7%
三豊市	113	89	24	21.2%
土庄町	4	3	1	25.0%
小豆島町	4	4	0	0.0%
三木町	7	5	2	28.6%
綾川町	63	28	35	55.6%
多度津町	1	0	1	100.0%
まんのう町	55	26	29	52.7%
県計	414	260	154	37.2%

15

2 交付金等について

(2) 集落協定参加者数

参加者数 5,791人、うち農業者 5,657人
(前年度比：195人増 うち農業者192人増)

①参加者内訳

○集落協定参加者のうち農業者が5,657人 (97.7%)

○一部の集落協定では、農業生産法人や生産組織、非農業者も参加している。

市町名	協定参加者 (集落協定)							
	協定参加者数計	農業者 (人)	農業法人	農業生産組織	土地改良区	水利組合等	非農業者	その他
高松市	705	699	6	0	0	0	0	0
坂出市	90	86	4	0	0	0	0	0
観音寺市	113	113	0	0	0	0	0	0
さぬき市	379	353	1	0	1	11	13	0
東かがわ市	917	888	16	2	0	0	11	0
三豊市	1,605	1,579	14	2	0	0	8	2
土庄町	68	68	0	0	0	0	0	0
小豆島町	83	80	2	0	0	0	1	0
三木町	96	91	1	4	0	0	0	0
綾川町	663	656	7	0	0	0	0	0
多度津町	28	27	0	0	0	1	0	0
まんのう町	1,044	1,017	1	0	0	0	26	0
県計	5,791	5,657	52	8	1	12	59	2

16

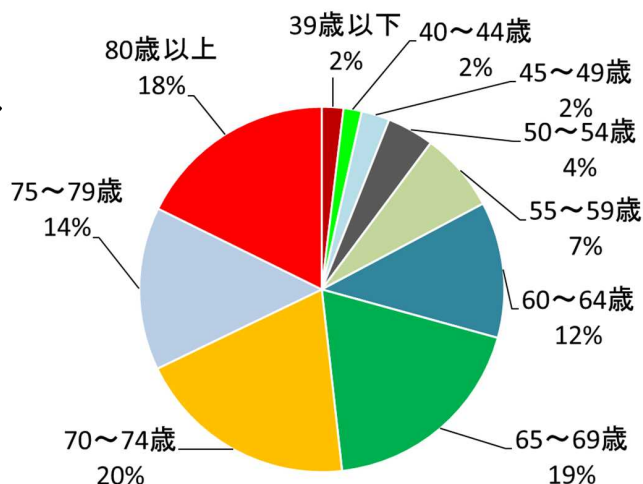
2 交付金等について

②参加者の年齢構成

○集落協定参加者のうち、およそ52%を70歳以上が占めており、65歳以上では、およそ71%となっている。
(前年度比と同比率)

○活動参加者平均年齢：69歳

○ごく一部の協定では、代表者の世代交代による若返りや、担い手が加入している組織もあるが、依然として高齢の構成員が主として活動する体制になっている。



17

2 交付金等について

(3) 交付対象面積 2,627ha (うち集落協定締結面積：2,625ha)
(前年度比：79ha増)

○交付単価別面積

- ・基礎単価 1,434ha (54.6%)
- ・体制整備単価1,192ha (45.4%)
- ・加算措置 265ha (前年度比：26.3ha増)

市町名	交付対象 面積計	協定締結面積				加算措置面積				
		うち基礎 単価面積	うち 体制整備 単価面積	体制整備 単価協定 面積率	加算 措置 面積	うち棚田地 域振興活動 加算	うち超急傾 斜農地保全 管理加算	うち集落協 定広域化加 算	うち集落機 能強化加算	うち生産性 向上加算
高松市	299	237	63	21%	12	0	12	0	0	0
坂出市	34	34	0	0%	0	0	0	0	0	0
観音寺市	54	41	13	24%	0	0	0	0	0	0
さぬき市	155	92	63	41%	8	6	2	0	0	0
東かがわ市	453	139	314	69%	10	0	0	0	0	10
三豊市	763	566	197	26%	58	0	0	0	0	58
土庄町	9	7	2	25%	0	0	0	0	0	0
小豆島町	21	21	0	0%	0	0	0	0	0	0
三木町	43	22	21	50%	26	14	5	0	0	7
綾川町	315	126	189	60%	0	0	0	0	0	0
多度津町	6	0	6	100%	0	0	0	0	0	0
まんのう町	473	150	323	68%	153	0	3	0	0	149
県計	2,627	1,434	1,192	45%	265	20	22	0	0	224

18

2 交付金等について

(4) 交付金額 3億7,760万円 (うち集落協定3億7,752万円)
(前年度比: 857万円増)

○12市町の集落協定に対し、3億7,752万円余を交付。

○交付単価別の 交付金額比率は、

- ・基礎単価 47.8%
- ・体制整備単価 52.2% (加算措置を含む)

単位: 千円

市町名	交付金額計	交付金額 (集落協定)							
		うち基礎単価交付金額	うち体制整備単価交付金額	加算単価交付金額	(参考)				
					うち棚田地域振興活動加算	うち超急傾斜農地保全管理加算	うち集落協定広域化加算	うち集落機能強化加算	うち生産性向上加算
高松市	41,341	32,576	8,765	703	0	703	0	0	0
坂出市	4,887	4,887	0	0	0	0	0	0	0
観音寺市	5,961	4,667	1,294	0	0	0	0	0	0
さぬき市	20,990	10,483	10,508	854	737	117	0	0	0
東かがわ市	49,307	13,581	35,725	263	0	0	0	0	263
三豊市	87,329	63,381	23,948	1,589	0	0	0	0	1,589
土庄町	1,364	1,092	271	0	0	0	0	0	0
小豆島町	2,149	2,149	0	0	0	0	0	0	0
三木町	10,124	3,613	6,511	2,053	1,616	295	0	0	141
綾川町	60,666	21,017	39,649	0	0	0	0	0	0
多度津町	958	0	958	0	0	0	0	0	0
まんのう町	92,450	23,074	69,376	2,067	0	0	0	0	2,067
県計	377,527	180,522	197,005	7,529	2,354	1,115	0	0	4,060

19

3 集落協定の取組状況

(1) 交付金の使途

交付金の18.6%を共同取組活動に活用

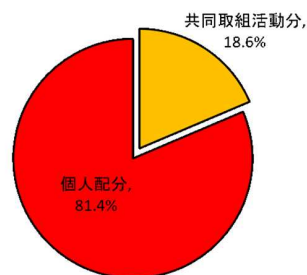
○交付金 (3億7,752万円) のうち、

- ・共同取組活動 18.6% (R5: 17.5%)
- ・個人配分 81.4% (R5: 82.5%)

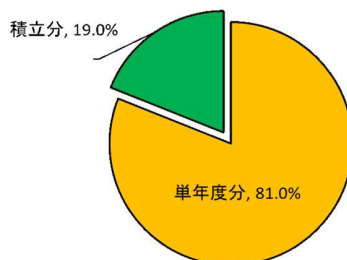
○共同取組活動への配分に占める

積立比率 19.0% (R5: 19.0%)

R6年度交付金の配分
(金額ベース)



R6年度交付金の使用時期
(共同取組活動分、金額ベース)



〔参考〕

- 1協定あたりの平均参加者数 14.0人
- 1協定あたりの交付面積 6.3ha
- 1協定あたりの交付金額 91.2万円

→参加者1人あたり交付金額 6.5万円

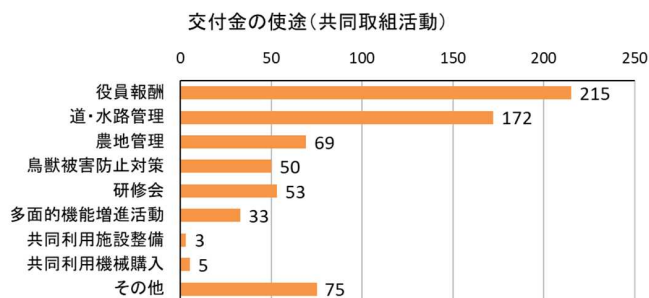
20

3 集落協定の取組状況

(2) 共同取組活動費の使途

○協定による交付金の使途

- ・ 役員報酬 215
(共同取組活動協定(281)の76.5%)
- ・ 道・水路管理 172 (同61.2%)
- ・ 農地管理 69 (同24.6%)
- ・ 研修会 53 (同18.9%)



○積立の使途

- ・ 「道・水路・農地の整備」
用水路や農道の補修に係る費用
- ・ 「共同利用機械の購入」
田植機、チップターの購入費用
- ・ 土地改良事業等の地元負担金
ため池工事やパイプライン敷設事業の地元負担



21

○県の実績

- 1 組織の活動継続に向けた推進
- 2 新組織設立に向けた推進
- 3 組織間の交流促進(意見交換会)
- 4 中山間地域等の営農組織を対象とした研修会
- 5 県単事業による活動継続支援



22

1 組織の活動継続に向けた推進

○次期対策の継続意向について

(1) 県内全協定に対して、意向調査を実施（6～7月）

- ・県内の全協定に対して、次期対策における継続または廃止の意向について調査を実施。
- ・併せて、継続意向の協定には広域化（近隣協定との合併）について、廃止意向の協定には廃止を選択した理由について回答を依頼。

(2) 集計結果

- ・県内414集落協定中411集落協定から回答。
- ・うち392集落協定が現時点で継続意向と回答。（95.4%）
- ・一方で協定構成員の高齢化や農地管理の担い手の不在等を理由に19協定が廃止意向と回答（4.6%）。

23

(3) 意向調査後の働きかけ

廃止意向の協定（19協定）に対して、市町担当者とともにヒアリングを実施し、活動継続に向けた提案を行う。

①協定継続に向けた方策の提示（省力的な管理、維持管理等の作業の外部委託、近隣協定との統合等）

②近隣協定への参入：協定廃止についての意向が変わらない場合、廃止協定の中で、活動継続を希望する構成員について、近隣協定への参入を促す。



廃止意向の協定（19協定）について、13協定が廃止。

残りの6協定のうち、5協定が構成員の一部が近隣協定へ加入して活動継続。1協定が活動を継続することとなった。

24

2 新規組織設立に向けた推進



(1) 新規に対象地域となった地域への呼びかけ

○第5期対策中に中山間地域等直接支払制度の対象となった地域

「指定棚田地域」（R2から）、過疎地域の対象地域（R3から）

→該当市町の制度説明会については、新規対象地域で活動する農業者に対しても案内し、制度周知（説明会）を行った。

(2) 既存の制度対象地域への周知

- ① 県内の農業者に配布される媒体（さぬき営農だより）を活用して制度周知を行い、中山間地域等直接支払制度への取組を促した。
- ② 中山間地域等直接支払制度を含めた小規模農業者向けの事業を取りまとめた事業ガイドを作成し、県内全域に配布を行った。

25

3 組織間の交流促進

○協定構成員、市町担当者を交えた意見交換会

中山間地域等直接支払制度に取り組む集落と地域活性化に取り組む先進地区の意見交換会を開催した。集落の抱える課題を共有するとともに、先進地区の事例発表から課題解決に向けたヒントを得ることで、地元組織・集落の地域活性化に向けた意識醸成を促した。



26

4 中山間地域等の組織を対象とした研修会

○集落営農の活性化に関する研修会の開催

県内の中山間地域で活動する集落営農組織等を対象に、県内農業支援グループの取組事例の発表、他県の集落営農組織代表者による講演及び組織間の意見交換会を開催した。



27

5 県単事業による活動継続支援

◇中山間地域等集落機能強化事業

○対象とする取組み

- ・新たな構成員の確保、協定面積の拡大など
集落協定の活動継続、活動強化を目的とした取組費用が対象
- ・定額、上限150千円／協定

○事業の活用例



鳥獣害防止柵や
箱罌の購入、設置



共同で取り組む草刈用の
農業機械の購入



地域特産物の開発に
向けた先進地視察

28

5 県単事業による活動継続支援（取組事例）

後川集落協定（高松市塩江町）

- ・導入機器：手押し式草刈り機
- ・目標（要件）：第6期対策の活動継続
- ・事業取組後：ほ場内外の草刈り作業に必要な機器を整備
作業効率の向上による活動継続に取り組む。



後川集落協定の協定農用地



導入した手押し草刈り機 29

5 県単事業による活動継続支援（取組事例）

滝宮西集落協定（土庄町）

- ・導入機器：刈払機、灌水ポンプ、ホース等
- ・目標（要件）：協定面積の拡大、
及び新規協定構成員の確保
- ・事業取組後：草刈り作業に必要な機器を整備し、作業参加者を増やすとともに、用水が行き渡りづらい農地について灌水ポンプを活用して給水することで耕作可能な農地の拡大に取り組んでいる。



滝宮西集落協定の協定農用地



補助事業で整備した機器